

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・取組状況の一部実施・非該当一覧表

原則		一部実施・非該当	一部実施・非該当の理由
原則 3	(注)	一部実施	<p>(※1) 当社における組織形態上、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨することがないため対象としていません。</p> <p>(※2) 当社における組織形態上、同一主体またはグループ内の運用部門が、資産の運用先に営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶことがないため対象としていません。</p>
原則 4	【手数料等の明確化】	非該当	現時点において、当社は手数料の開示義務がないため、本原則は対象としていません。
原則 6	(注3)	非該当	当社における業務形態上、商品の組成に携わることがないため、本原則は対象としておりません。